

都市自然をどう守るか

岸 達男 手塚隆晴 森 清和

- 一 提案の概要
- 二 平凡な自然をなぜ保全するのか
- 三 どうすれば保全できるか

一 提案の概要 (森)

身近な自然は都市のアメニティに欠か
せない資源であり、そのニーズはかつて
ないほど高まっている。だが都市自然は
年々失われるとともに、残された自然も
放置され荒れるにまかせたものが増えて
きている。すでに都市の自然環境政策は
いわゆる自然保護の枠を越えて、都市問
題として展開されなければならない段階
に入っているのであるが、現実問題とし
ては、今日の都市の社会的経済的状況の
もとで、都市自然の保全と活性化を図る
ことは容易ではない。

このような観点から、公害研究所では
五十六年度から「横浜市都市自然研究

会」(会長清水嘉治神奈川大教授)に委
託し、横浜の都市自然の構造と保全戦略
について検討してきた。それを総括的に
まとめたものが、二七項目の提案であ
る。

この二七提案の骨子となっている思想
を要約すると――

- (1) 横浜の都市自然を支えているのは、
農と深くかかわりあった樹林地、農
地、中小河川であり
- (2) そのほとんどは学術的貴重性をもた
ない(従って自然保護行政になじまな
い)、ありふれた「平凡な自然」であ
る
- (3) しかし「平凡な自然」であっても、
というより「平凡な自然」であるが故

に、生物とのふれあいなど市民が使い
こなすことの可能な、なじみやすい自
然であり、アメニティの視点から都市
が自給する必要がある環境であること
(4) とはいえ、社会経済的重圧のなかで
その保全を図ることは大事業であり、
発想の転換が必要であること

- (5) その保全戦略は、計画的であること
もに、柔軟性と強靱性をもったもので
なければならぬこと
 - (6) そのためには、市民生活の日常性の
レベルにおいて、都市自然が利用され
活性化されることが、とりもなおさず
求められていること
などである。
- 二七の提案は表一に示すとおりであ

るが、提案にはその考え方とコメントが
付けられている。主なコメントをその中
に紹介しておく。

二 平凡な自然をなぜ保全する のか

● 横浜の都市自然 (岸)

横浜の緑はこの二〇年間に今までのス
トックを半減させた。急激な都市化によ
るものであるが、それでも、東京都や大
阪市に比べるとまだ多いことが分る(図
一)。

しかし、その量は市域面積の三〇%を
既に割っているという。緑被地三〇%を
人間の緑が多いと感ずるパロメーターの

表一 1 よこはま「都市自然」の保全・創造にむけて

1. 横浜市民が失ってはならない「平凡な自然」を守ろう

2. 自然面ミニマムを設けよう

都市空間は有限であり、開発（人工化）されたあとに、身近な自然やアメニティを創造することは困難である。そこで、あらかじめ都市の土地利用にあたって、緑、水、土を含むトータルな自然量を人工化の許容限界として、目標に設定しておく必要がある。これを「自然面ミニマム」とよぶ。

3. 人間が生物と豊かに共生する都市よこはまをつくろう

人工的環境下の都市生活に必要なものの一つは、身近な自然との日常的なふれあいである。このふれあいを内実あるものにするには、その質（自然らしさ）にも気づき方をしなければならぬ。昆虫や魚や野鳥などの「身近な生物」が豊かにすみ、生きた自然らしい自然を、保全・創造し、生物が人間と共存できる都市、例えば、「生物都市よこはま」という目標を環境政策の支柱に据える必要がある。

4. 「よこはま都市自然憲章」を制定しよう。

5. よこはま自然選を募ろう。

6. 「都市自然」保全・創造計画をつくろう

「都市自然」政策では、トータルな「都市自然」の量と質の両面にわたる対応が課題となる。そのためには、まず「都市自然」を類型化し評価（ランク化）して、それに対応する計画と実施の主体——市民と行政の協力・役割分担——を明確にする必要がある。その際、行政の責任範囲とされる分野においても、現行の法制度や財政事情のもとでは、自治体が努力して「やれるもの」と「やれないもの」とがある。

7. 「都市自然」情報バンクをつくろう

緑地評価図や河川評価図、自然面図や水文図などの「都市自然」基本図が必要である。

8. 総合的な視点に立って「都市自然」の保全・再生の行政をすすめていこう

部局の施策の総合調整とともに、促進されねばならないのは、河川の公園利用と公園の遊水地利用、農地の公園的利用と公園の自然教室の利用など、同一空間の利用形態の複合である。……

9. 公的保全のための財源の拡充と工夫をはかろう

10. 自然生態技術ハンドブックをつくろう

11. 「緑と水辺を考える会」（緑北区の試み）などの市民活動を盛んにしよう

近年、自然量が絶対量として減少しただけでなく、それを上回って自然とのふれあいがなくなったようである。気付かれないホタルの発生地、放置された雑木林、こどものいない小川など、使われずに眠っている。自然が多々見うけられる都市の自然は放っておいて残るものではない。自然を守る意識、自然を必要とする意識は、自然とのふれあいのなかでもっとも強いものが生れてくる。身近な自然の可能性を再発見し、市民の多様な求と自然行動と、強靱でしなやかな市民運動を活発にして、マナーを確立するとともに、「都市自然」の価値がひろく市民に共有されることが望ましい。

12. 身近な自然に学び・遊べる子どもを育てよう

身近な自然を友だちにする主役は、将来をにう子どもでもある。自然に積極的に興味をもたせるために「ちびっこ自然発見団」をつくり、自然との遊び方、つきあいかたを復活させ、土と野生を感じさせるたくましい子どもを育てよう。

13. 危険防止と自然保全との調和に向けた市民生活を確立しよう

14. 市民の手で「よこはま都市自然基金」を設けよう

15. 斜面緑地の開発を抑制しよう。

16. 市街地の丘を公園などに利用しよう

17. 身近な森の生活教室を開こう

18. よこはま野鳥の楽園を計画しよう

19. 都市農業を育成し、産地直売網をさらに広げよう

20. 「横浜ふるさと村」を各地にひろめよう

21. 谷戸の自然を大事にし、開発は慎重に検討しよう

22. 土に親しむ「菜園生活」の場をつくろう

23. 生きた川の復活にそなえて川の埋め立てを再検討しよう

24. 「川らしさ」を保全し、周辺との調和をはかろう

25. 河川源流域の保全を中心にした水辺のマスタープランをつくろう

26. 川を生かしたまちづくりをひろげよう

27. 市民と水辺を結ぶフェスティバルを盛んにしよう

下限という調査結果がある中で、横浜の緑にも赤信号が灯ったと言えるのではないのだろうか。都市圧と高地価の中では手をこまねいていたのでは、殆んど残ることのない緑。換言すれば、市民や行政が何らかの保全する手段や行動を起さないう限り、いずれは消えてしまう緑。都市にマネジメントされるという意味から、その緑を「都市自然」と呼ぶこととし、その現状を線引制度との関係を中心

に、若干触れてみたい。

都市自然の中身はいろいろあるが、その大部分を占める、農地、山林は、市域の1/4を占める市街化調整区域内に比較的にかたよった形で残っている。

市街化調整区域内農地 市街化調整区域内の農地は表1-2のような存在形態を持っていて、この中でI・IIは比較的農地が集団化しており、農業を継続するための制度の指定や補助も行なわれている

ことから、基本的には今後も農地は維持されていくと思われる。

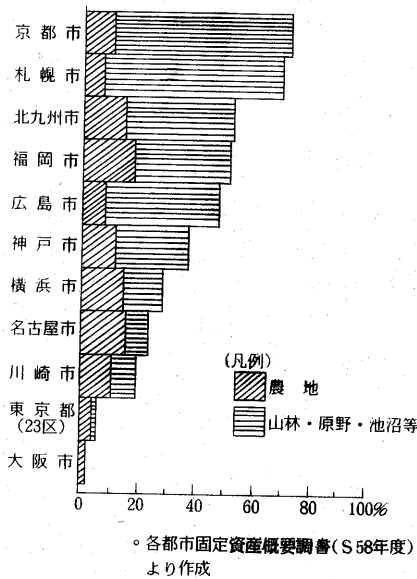
しかし、本市の調整区域が島状に入り組んだ分布となっているために、交通網等、都市施設が区域を縦横断する形となっており、農地との調整が課題となっている。また、河川の流域の農地は、水田から畑の転換が進んでいる所も多いが、私は田園の景観が郷里の風景であると思

いにしても、水田の風景は残して欲しいと思っている。

なお、本来の農地の機能より、山林と一体となった生物環境としてのほうが優れていると思われる表1-2 IIIの谷戸等は、農業側からの制度が指定されていない箇所が多いことから、背景の山林を含めた保全のための仕掛けが必要ではないかと思う。

市街化調整区域内山林 河川の源流域

図一 主要都市自然的土地利用比率



表一 市街化調整区域内農地

存在形態	備考
I 台地上に広がる農地 (台地の裾野部分には旧集落が帯状に分布することが多い)	農業振興地域及び農用地区域・農専地区の指定が多い
II 河川の流域に広がる農地	//
III 源流域として後背地の山林及び小河川等と一体となった農地	単なる調整区域が多い
IV スプロールの中に介在する農地	//

も、現行制度の中ではいずれ消滅する運命にあるといえる。しかし一方では、営農的に高い水準を維持している農地もあることから、一定の条件を満たすものであれば、調整区域への編入によって、より高度な農地として保全することが必要であると考

える。市街化区域内山林 市街化区域内の山林は農地以上に税制面からの優遇措置はうすく、その存置構造は弱い。都市の景観的機能面からの位置づけを付加することによって、斜面緑地など緑視効果の高いものを、行政と市民のコンセンサスによって、担保する手段を見つけることが必要であると考える。

②「平凡な自然」をめぐる論議

C 提案では、横浜の自然は平凡な自然であり、その平凡な自然をこそ保全すべきだと言っているわけだが、この考え方を定着させるのはなかなか大変だと思われる。まずそのへんから話をすすめた

B 横浜の自然を保全する上では、平凡な自然を守るとい考え方が当然出て来るべきだと思う。しかし、丹沢があれば横浜に自然はいらないという積極的不要論は極論としても、保全するのに金はかかるし、どのみち無理だといふあきらめ論や、公共事業、開発を絶対的に優先する考え方が根強くあると思う。

A 都市は集中・集積の効果から成立しているもので、そもそも自然とは対立している。横浜においても遅れている都市基盤整備を急がなければならないし、その際投資効率を上げるためには開発も必要条件になるといふ考え方があ

る。これは相当の説得力を持っている。

C そういった状況の中で、平凡な自然を保全するといふ考え方を浸透させて行くにはどうしたら良いかということだが。

B なぜ平凡な自然でも保全する必要があるのかということについて、もっと説得力をもたせていく必要があるのではないか。それも防災機能や公害防止機能だけでなく、生活の豊かさやアメニティーを確保して行くうえで平凡な自然が都市に欠かせないのでという「フィロソフィ」を組み立てて展開して行くことが大切だと思う。提案4の「都市自然憲章」はそういったことにもこたえられるものにしていくべきだ。

C 私は大勢の人に平凡な自然の良さを肌で理解してもらおうこと、それが先だと思う。公害規制が進んだ時もそうだったが、流れを変えるのは理屈ではなく人々の気持ではないか。フィロソフィーも、もちろん重要だとは思

B 後先の問題でなく、平凡な自然を保全していかうことなら、行政内部でもそのような議論をしていかなければならないし、そのためにはそれなりの理屈が必要だといふ意味だ。

A ある程度以上の自然を残そうとすればそれなりの理論構成が必要だといふのはわかるが、「なぜ平凡な自然か」とい

の山林がまとまって残っており、この多くは、緑の七大地点として、位置づけられている。これは、横浜市の骨格を形成する自然であるわけで、今後とも、その区域を明確にすることが、保全と活用の手法を検討することが必要であると思

市街化区域内農地 市街化区域内にも現在約二、〇〇〇haの農地が残っているが、これは市街化調整区域内農地の約三、〇〇〇haに比べても、その色合いは量ではある。しかし、割り切った考え方をすれば、市街化区域内農地は、当面は長期営農継続農地の指定により宅地並課税が徴収猶予されたことにより担保されたとはいえず、周囲の住民のオープンスペースとしての暫定機能はあるにしても、現行制度の中ではいずれ消滅する運命にあるといえる。

った精神的なものではなく、自然の質や位置関係を押さえ、計画レベルでどうやって残すかという実践論でなければならぬと思う。

③—自然の類型化・評価

C そういった理論構成の精度をあげるためには、やはり自然の持つ様々な機能を類型化し、評価(ランク付け)することが重要だと思う。今の段階でもすでに都市自然は不足しているとも言えるが、一方都市施設等も不足していることも事実なので、開発が保全かでなく、両者をいかに調和させていくかが今後の都市政策上の課題になるのではないか。そのためルールづくりの意味でも、類型化評価が必要だと思う。

B 政策を展開して行くうえで類型化は必要になると思うが、ランク付けには多少疑問がある。特に機能論による自然のランク付けは、保水機能が遊水池に、崖崩れ防止が擁壁にというような代替措置で切崩される可能性が大きい。またランクが低い所は逆に切り捨ての速度が増す危険がある。

A なにかも自然を残せでは議論にならない。危険性はあるが、ある程度の切り捨ては仕方ないのではないか。そうしないと全部つぶれてしまう気がする。
B 全部残すかどうかでなく、ランク付

けが公共事業や開発の場所選定の際に有効に機能し得るのか、切り捨ての速度だけが速まるのではないかと心配しているわけだ。どのような観点から類型化、評価するかによっても違ふとは思いますが、ランク付けするからにはよほどの準備と覚悟が必要だ。例えばAランクは緑地保全地区に指定するといったような制度的なフローが不可欠だと思う。

A 横浜の自然の大部分は他動的な理由で偶然に残ってきたものであって、それを計画的に保全して行くためにはその量、質、位置、機能そして制度を総合的にとらえた類型化や評価を考える必要がある。

C 類型化や評価の内容としては、都市自然を自然軸だけでなく都市軸、生活軸からとらえることも重要ではないか。

A 都市の自然に対して都市民から見た価値を見出して評価していくべきで、その際、行政が一方的にとらえるのではなく、市民の意向も考慮する必要がある。またランク付けにしても、どの自然は誰が残すのかという責任範囲あるいは主体を明らかにした行政と市民のヒエラルヒシ的な構成として展開される必要があると思う。

C 今後の課題として、開発サイドとの合意形成を図るためには、同じ価値軸に立った言語——例えば経済性の視点など

の展開も必要だと思うが。

A 一般論として汎用的なものはずかしいと思うが、経済の話は具体的な説得力を持つし、追求する必要がある。

B 経済性の論議はメンタルな価値が計量不可能なのでむずかしい。そもそも経済の論理への反省からうるおいかやすらぎなどの人間性を求める声が高まったのではないか。研究する必要はあると思うが、使うにしても仮定を明確にして、補強的に使うべきだ。

C いろいろな価値軸がある中でどれが良いとか悪いとかは言い難いと思う。現在の行政システムにのせられるようなトータルな評価を検討していく必要がある。

三——どうすれば保全できるか

①—現行制度の評価

(岸)

都市自然を守るための法制度は、大別すると次のように考えられる。

農地や森林を経営的な観点から保全しようとするもの 「農業振興地域の整備に関する法律」「横浜市農業専用地区設置要綱」「森林法」。まず農地を本来の目的として、生産の場として保全していくためのものとして、「農業振興地域の整備に関する法律」による農業振興地域、農用地区域や、農業専用地区設定要

綱による農業専用地区は、指定地域が都市機能の観点からは、若干、その計画性に問題はあるが、まとまって大面積が担保されることから、今後とも最も有効な制度であると言える。これらの農地が担保されていくには、それを営む、農家の存在と、その永続性が不可欠であるので、その面からの施策のフローが、重要である。またこれらの指定農地は、すべて市街化調整区域内に存在するが、前述したように、本市の調整区域が島状に指定されており、交通網によって分断されている現状と、周辺からの都市庄が強い状況から、それらの都市活動との柔軟な調整が今後の課題となろう。

これらの指定農地を都市機能の一つとして見るとき、集合された農的環境が市民とのかかわりをより強くした、レクリエーション的な側面からのしかけが出来ればより好ましいことと言えよう。

森林経営の側面からのものとしては、森林法がある。その中で、森林の持つ機能を特化した、保安林の指定がうたわれている。これにはいくつかの種類(保安林としては一一種類ある)があるが、横浜市内には約五〇haの指定しかなく、また指定による権利制限(立木の伐採の制限)が強く、土地を資産として考える土地所有者側に受け入れられにくいことが考えられるので、指定の量が飛躍的に伸

びることは困難と思われる。

保安林の種類の中に、公衆の保健及び、名所旧跡の風致の保存を目的としたものがあるが、都市住民とのかかわりが他の保安林より比較的強いと思われるので、これらの活用の途は検討に値すると思われる。

農地をレクリエーション的な観点から保全しようとするもの「生産緑地法」「市民菜園設置要綱」「都市公園法」などがある。

これらの法制度が目的としているのは、市街化区域内の農地の保全活用である。

この中で、生産緑地法は、単なる農地の保全活用という面より、公有地の拡大の色彩が強く、宅地並課税により、農家が、農地を維持出来なくなり、一気に、スプロールが進み、都市として必要な公有地の確保が手遅れになることを懸念した面が強い。しかし、この法律の趣旨は、長期営農継続農地による宅地並課税の徴収猶予制度が実施されたので、一応は達せられたとも解釈出来る。

このような現状から現在横浜市での指定はないが、将来、宅地並課税が実施されたときや、市街化区域内の農地を活用していく、つなぎとして、都市側からの観点から、計画的な指定の検討が本来なされるべきと考える。

また「都市公園法」施行令の改正によ

って、分区分の規模が廃止され(今までは5ha以上であった)、これを受けて、分区分緑地(タウンズファーム)事業を、建設省が五十七年から創設した。農地の借地方式が主体であること、都市計画税、固定資産税が非課税となることなど、本市が従来から行なってきた「市民菜園」と基本的には変わらないものであるが、一部、園路や広場、植栽などの園地を併設することが義務づけられていることや、それに対して国庫補助が出るなど、運用の仕方によっては、市民にとって魅力のある公園となると考えられる。

ただし、計画的な配置を前提にした量の確保は、農家の意向や現行の長期営農継続農地制度によって、税金面からのメリットが少ないこと、運営面や利用面についての、市民のコンセンサスづくりが必要であることなど、課題も多いような気がする。今後、市街化区域内農地を担保していくとすれば、「市民菜園」や「分区分緑地」のような、いわゆる「クライナガルテン」的な手法が、有力であると考えられる。それをいかに都市公園と代るべき機能として、計画的に位置づけ、担保していくかを、真摯に考える時が来たように思われる。

緑地をレクリエーション及び、景観的な観点から保全しようとするもの、これ

には、都市計画法の風致地区のように指定範囲が広く、都市の美観を保全するという趣旨の一環として、樹木の伐採や開発行為について制限はされるが、損失の補償がないため、現実的には、条件付許可となるケースが多く、緑地保全の効果は弱いものから、「都市緑地保全法」の緑地保全地区のように、指定した緑が担保されるための条件、買取請求権や税、

の減免、損失補償等が用意されており緑地保全の効果が高いものである。いずれにしても、担保性が高いものは開発を期待する地主の同意を得にくく、また買取請求に対応する財政措置の問題もあり、指定の拡大の前には課題が多く存在する。また担保性の弱いものは、広い指定は可能であるが、緑地保全の決め手とはならない面がある。それらの中間領域として、横浜市が全国に先がけて制度化した、「緑地保存特別事業実施要綱」がある。これには「緑地保存地区」と「市民の森」の指定がある。地主と十年契約を結び、緑地を保全する代償として、固定資産税、都市計画税相当額等を奨励金として、助成するものである。

これは、農家(土地所有者)と行政の信頼関係によって成立しているものであり、制度化されてから一三年の間に量としては、相当の面積指定がなされ、その面からは、極めて有効な緑地保全の手段

であると言えるが、一〇年以後の担保の問題と、「緑地保存地区」の場合、市街化区域の山林を対象としており、開発による指定解除には抗し切れない面がある。いずれにしても、この制度は緊急避難的な要素を持っており、契約期間内に、さらに担保性の高い制度への切り換え等を検討していく必要がある。

② トータル性と担保性

A 提案6では自然を類型化し、評価して、それに対応した計画を明確にする――すなわち都市自然・保全創造計画をつくるべきだと言っているが、保全・創造への対応にトータル性(計画性)を持たすことは、これまで偶然に残って来た自然の都市化による急激な減少という事実に対する危機感からの発想だと思ふ。

B 全市的な緑の量と配置の問題は、緑のマスタープランの活用が先決ではないか。質の問題をカバーするのが保全創造計画だという気がする。また、環境管理計画でもそのへんの検討をしていく必要があると思う。その場合、全市的な見方だけでなく、ある地域に居住している一市民の見方でその地域の自然を考えることも大切だと思ふ。

C そのためにも、提案で言っているように、全市的な都市自然の情報が必要だ。それも機能面、所有関係、周辺との

関係を加えたトータルなものが必要だと思ふ。

B 生物関係の調査にしても全市的なものとしては植生調査しかない。鳥や昆虫、タヌキ、ウサギなどの動物の調査も必要になると思ふ。

A そういった調査を行ったうえで、緑のマスタープランをベースにして、担保するための価値づけを行っていく必要があると思ふ。その価値づけも、自然に対して単なる現行制度の網をかけていくだけでなく、多様な自然の機能を評価したうえで、人間活動とどう結びつけていくかを考えていく必要があるのではないが。

C 提案6では、横浜市の自然の全体像を描き出したうえでそれを類型化し、評価して、それに対応する計画と実施の主体、つまり市民と行政の役割分担を明確にする必要がある、その際、行政の責任範囲とされる分野でも、現状では自治体が行えるものとやれないものを明確にする必要があると言っている。

A しかし、トータルな計画を作っても、それを担保する手段や裏付けがないのでは、結局ポリシーとならないと思ふ。

C 担保性を求めるとトータルな計画はむずかしくなる。行政が本来やるべき事柄であっても、現行の法制度や財政事情

では「やれないもの」をむしろ洗い出しで問題提起する、そのような計画が必要だ。

B そのような問題提起をするには、少なくとも行政側に相当の発想の転換が必要だと思ふが、確かにトータルな計画にすべて担保性を持たせるといふように、オールマイティーな計画を考えていたのでは、いつまでたっても計画はできないという気もする。計画ができた時にはすべての問題は解決済みというのでは意味がないので、少なくとも都市自然の保全戦略の一つとして役に立ち得る時期に作るべきであろう。

C ここで言っている計画は、全体の目標と責任範囲を決めた計画で、むしろ担保できないものを明らかにするというように、計画というものの概念を変えていくことが重要なのではないか。その上で当面担保の保証のないものについて、どう行政と市民が取り組んでいくかということに発展していくのだと思ふ。

③—どうやって担保するか

A 現行の緑地保全の制度は、緑を経済的な側面から担保する制度と、レクリエーション及び景観的な観点から担保しようとする制度があつて、それぞれ一長一短があるが、メニューはおおむね出つくしているとも考えられる。

C 担保性を確保するには土地の公有化や強制的な規制だけではないと思ふ。行政、地権者、市民（利用者）の人間的な信頼関係を高めて行くといった柔いシステムが、担保性を強める要因の一つになって行くのではないか。例えば、自然を享受する側の市民も都市自然が非常に重要なものであることを理解して、労力や金銭的な負担をすることや、自然地の保全に貢献している地権者や農家の方々の社会的評価を高めることなどが必要であるし、行政もそのようなソフト面のPR

や手助けが必要となってくると思ふ。
A 市民の森がその例に近いが、三保市民の森での事例のように、現在は利用者が抜け落ちていくような気がする。いざれにしても、都市自然をトータル性を持つて担保しようとするれば、今まで論じられてきたこと以外に、都市活動とどう調整をとるかということもその要素に入ってくるから、それらを総合的に調整する行政のセクションが本来必要なのではないか。

C どこを優先的に担保していくかも重要な課題である。私は水と緑が一体となった谷戸、言いかえれば、環境として最も多様な価値を持っている河川の水源地、すなわち源流域の保全が最優先されると考える。大都市の中でこれほどの規模と数の源流域を持っているのは横浜だ

けと言つてよく、横浜のシンボルとも言える。

B 源流域の保全は確かに重要ではあるが、家の近くの何げない雑木林でも身近なという点ではこちらのほうが直接的だし、なくなつてしまふ可能性も高い場合が多い。まとまった緑としての基盤自然の保全を急がねばならないと同時に、先ほど話した、一市民の目で見えた身の回りの自然という観点での何げない自然の保全も重要だ。

A 源流域の保全が重要であるのは間違いないが、都市の景観を構成するうえで緑視的な効果が大きい斜面林も、横浜らしいのシンボルの一つなので、この計画的な保全も重要である。斜面林は、今の話にもあつたが、コミュニティの緑とも言えること、現在その消滅が急速に進んでいることから、限られた財源の配分の一方法として、コミュニティ単位の公園（児童公園又は近隣公園）の一つの形態としての位置づけができないかと思ふ。

C 市街地の斜面林を残そうとするなら、そのような何らかの利用を考えていかなければだめで、提案16にもあるように「裏山公園」などにするのが一番よいと思ふ。

A そのようなコミュニティ単位の緑については、行政と市民の役割分担の考

え方から、トラスト制度の導入による確保の途も検討してみる価値があるのではないか。

B トラスト制度はもつと真剣に検討されてよい。地価の高い大都市でのむずかしさ、あるいは税制面の問題点などがあるが、市民自身が自然の価値を見出し、相当の負担をしてでも保全しようとうと自覚することの意義や、公的買収などよりかえって担保性が強いことなど、そのメリットは大きい。

C 提案14で「都市自然基金」の話を出しているが、自然を守ることにについては市民も応分の負担が必要だ、という主旨だ。当面は維持管理や調査に使う資金程度を考えているが、工夫によっては保全にも使えるのではないかと。財源の配分の話では、市の総予算のなかでの自然保全費用の割合の問題と自然の公的保全費用のなかでの優先配分の話がある。源流域から斜面林の保全まで、どれに重点配分するかの問題を真摯に検討を加えることによって、市民に横浜の現状を理解してもらい、市民と行政の費用分担などについて話を進めることが重要であると思ふ。

B 西欧では、歴史的、文化的な違いもあり、また社会資本の蓄積が進んでいるせい、ウイーン、フランクフルト、ベルリンなど数千ヘクタールの広大な公有

林を持つ都市が少くない。その他の主要都市も公的に担保された緑を相当量持っているが、全体の緑の現存量としては横浜も決して少な過ぎはしない。量的な担保という点では横浜はいわばその途上にあるとも考えられる。したがって、当面緩やかな規制や利用によって残しながら最終的には公的な買収かトラスト制度の導入が必要になるのではないかとと思う。

④—自然を利用する

A 最終的な担保まで行かなくても農地やその周囲の山林を少し違った意味でとらえて、公共投資するとか、レクリエーション的な利用をするなどいろいろ要素を持たせることが必要だと思うが、なかなか思うように進まない。

B 提案の趣旨にも、日常的に都市自然が利用され、活性化されることが必要だと言っているが、ちびっこ自然発見団や森のおじいさん制度など、具体的な面白い提案がかなり含まれていると思う。自然をランク付けする話もあったが、このような自然の利用などにより、価値を付加して保護していくという考え方もあるのではないかと。

C 自然が失われていく背景の一つに、市民の「自然ばなれ」があり、斜面林、農地、河川の保全についての提案の大部分はこのことに関連している。一口で言

えば、自然は使われないと残って行かないと言ってよく、使われるためにはいろいろなしなかけを設けることが必要だ。提案では今の例の他にも、山の辺の道、ミニふるさと村、水辺のフェスティバルなどをあげている。

B ホタルの里、ザリガニ公園などもあがっているが、比較的自然的に残っているある地域を対象にして、その地域の指標となる生物群の保護区を設けるような考え方ができないだろうか。もちろん天然記念物的なものではなく、観察や学習などに利用しながら保護していくといったよりうなもののだが。

A それにはやはりホタルが一番良い。市民の共感をビジュアルに得やすいし、ある程度の自然の広がりが必要ではないので、効果は期待できる。ただ具体的な話になると、どこが所管するかなど必ずしもスムーズに行かない懸念もある。

C ホタルの里やふるさと村などで、市民の利用が盛んになった場合、農家にとってはどうなのだろうか。人がそれまであまり入らなかつた所にたくさん集って来るといふことが。

A 三保市民の森でも問題になったが、そういうトラブルもある程度考えられるのではないかと。市民に対するPRや農家に対する一定の見返りを考える必要がある。

る。しかし農家の人の中にも非常に熱心に協力してくれる人も少なくない。

B ハンブルグではキジやウサギなどの生活圏を確保するための保護区を農地の周辺などに設けているが、農家に対しては、農薬の使用制限等の条件を付けて、一定の補償を行っている、ホタルの里にしても、指定するかわりに行政が一定の補助をするようなことが考えられてもよいと思う。

C ゲンジボタルはちよつと大変だが、ヘイケなら割に簡単で、水田で農薬を使わなければ戻って来る。除草とか水路整備を皆でやるようにすれば、それほど難しくもない。大規模な拠点的なものとなると大変だが、それでもホタルの里として人を集められそうところは一区に一箇所ぐらひはあると思う。

A ホタルなどの生物的なものだけでなく、別のレクリエーションの利用、例えば野外活動センターのようなものを組み合わせていくことも必要だと思う。ホタルは看板の一つにして、これに四季を通じて楽しめるいろいろな制度を付加してゆき、全体としてはホタルの里という自然環境を守りながら教育の場でもあるというものができるとはいいか。市民の森などとセットでも良い。

C 農地と周りの林をセットにして、緑地保全地区をかけることも考えられる。

所有者がその気になってくれればかけられるのではないか。

B そういったいろいろな施策により、自然を市民に利用してもらうことが大切だということとはまったくそのとおりだと思いが、はたして市民がのってくださるか。

⑤—市民ニーズ

C 市民のニーズは相当ある。それに自然体験が面白いということが伝われば、広がるのに時間はかからないと思う。ただ多少心配なのは、自然を利用する際の安全の問題で、提案13にも述べているのだが、今は市民も行政もこの問題に過敏になりすぎているのではないか、体験の蓄積の中に本当の安全対策があるんだという市民合意をつくって行く必要があると思う。

B 確かに市民ニーズは潜在的にはあると思う。五十七年度に公害対策局で行った生活環境に関する市民意識調査の結果を見ても、身近な自然に対する市民の関心は高いし、本年度、市内の自然環境な

どを市民にレポートしてもらい目的で募集した市民環境リポーターにも、四〇〇人近い応募者があった。ただ、そのような関心をニーズとして行政が掘り起こされてはいない。

C それには自然の良さをまず知ってもらうことだと思う。自然に日常的に接し、利用することによって、皆が自然を残そうという気持ちになる、つまり全体的にそのような雰囲気になっていくことが大切だ。

B 市民ニーズを掘り起すには啓蒙も非常に大切だ。提案5の「よこはま自然五〇選」などは主にそのような目的であると思うが、横浜の自然に興味を持ってもらうためには、横浜の木や草、鳥や昆虫を紹介する魅力的なパンフレット類をたくさん作って配布するなど有効だと思う。東京の目黒区で出した「街の自然十ニカ月」のようなものができたらよいのだが。

A 市民の盛り上がりが最終的には行政を動かすポリシーになるわけだが、提案12にもあるように、子供の自然教育も大切

で、身近な自然の良き、多様性、そして限界を体験させる場を作る必要がある。

C そういった自然思想普及や自然教育のためには、自然博物館や自然教育園といったものが欲しい。それも単に施設や場所ということだけでなく、自然観察や自然体験の指導員の養成、あるいはボランティア活動と行政を結びつけるセンターのような役割も持つものが必要だと思う。

都市自然の保全・創造の政策をこれから実施に移していく場合、ボランティアの役割は非常に重要だと思う。

⑥—最後に

A いろいろな話が出たが、要は横浜をうるおいのある魅力的な都市として次代に引き継いでいくという行政としての責務を果すためには、いま何をしたらよいのかを、市民への問いかけや啓蒙を通して真剣に考え、さらに市民を巻き込んで具体的行動へと続けて行くことが必要なのだと思う。その意味から、「都市自然行動」計画は貴重なバイブルの一つであると思う。

C 私は今ある自然地を身近な自然環境としていくのか、人工的環境として行くかの選択は、最終的にはあえて言えば、市民ニーズの問題のように思う。市民のなかにもっと自然に対するニーズが高まることを期待したい。

B 市民ニーズの問題は大きい。そのためにも啓蒙が大切だと思うが、もう一つ、やはりフィロソフィーにこだわりたい。平凡な自然の保全・創造を行政内部で議論に乗せて行くには、それなりの理論がどうしても必要だと思う。

A 私はなぜ都市自然が必要かということとを論ずる時は終わっていると思う。いま私たちがしなければならぬのは、自然は必要だという前提に立って、それをどうしたら保全できるのか、行政と市民はそれぞれ何をすることが必要なかを論ずる時にきていると思う。

△岸Ⅱ都市計画局計画部企画課主査／手塚Ⅱ公害対策局環境管理室副主幹・前同主査／森Ⅱ同局公害研究所▽